

商 品 名	個人向け国債（固定・5年）
ご 利 用 いただける方	個人のお客さま
期 間	5年
購 入 単 位	額面1万円以上、1万円単位
募 集 の 価 格	額面100円につき100円
購 入 方 法	ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口でお申込みください。 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 ※国債の購入代金は、募集期間の最終日の翌営業日の窓口取扱時間後に通常貯金からの引き落としによりお支払いいただきます。
元 利 金 法 支 払 方 法	通常貯金へ振り替えて預入します。（通常貯金が全部払戻し等された場合は、国債等利金・元利金支払通知書を送付し、これと引換えにゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所でお支払いします。）
利 率	適用利率を償還日まで適用します。（固定金利制） 適用利率（年率）＝基準金利－0.05% （基準金利は、募集期間開始日の2営業日前（10年固定利付国債入札日）において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り） ※算出された値が0.05%未満の場合には、0.05%が適用利率となります。
利 払 期	年2回
利 子 課 税	20%の源泉分離課税（非課税制度をご利用の場合を除く。）
口 座 開 設 料	購入と同時に口座を開設される場合は無料、購入を伴わない口座開設は200円 ※購入された国債は国債等振替口座により管理します。
付 加 できる 特 約 事 項	●「国債等担保自動貸付け」がご利用いただけます。 ※発行後1年間（第2回目の利払日の前営業日まで）は貸付けのご利用はできません。 ●障がい者の方などは利子を非課税（マル優・特別マル優）とすることができます。
中 途 換 金 の 取 扱 い	●発行後2年間（第4回目の利払日の前営業日まで）は換金請求できません。 （保有者がお亡くなりになった場合又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、上記期間経過前であっても中途換金することが可能です。） ●中途換金するときは、以下の区分に応じた中途換金調整額をお支払いいただきます。 1. 第4期利子支払日以後に換金する場合 4回分の各利子（税引前）相当額×0.8 2. 初回の利子支払日から第4期利子支払日前までの間に換金する場合 支払済各利子（税引前）相当額×0.8 + 経過利子相当額 3. 初回の利子支払日前に換金する場合 経過利子相当額 ※購入時に初回の利子の調整額を払い込まれた場合は、中途換金調整額から初回の利子の調整額を控除いたします。控除する期間は、中途換金禁止期間（発行後2年間）及び中途換金禁止期間明けの1回目の利払日の前日までの間となります。 ●元利金支払日の「7営業日前から前営業日までの期間」は、換金請求できません。 ●中途換金代金の受渡日は、換金請求のあった日から起算して4営業日目以降です。
重 要 事 項	●個人向け国債は、預金保険制度の対象外となっております。 ●個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、 <u>日本国の信用状況の悪化等により、損失が生ずる恐れもありますのでご注意ください。</u> ●募集期間経過後は、募集申込みの取消しはできません。 ●非課税扱い（マル優・特別マル優）により国債などを購入できる金額は、それぞれ額面350万円まで（他のゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局、他の金融機関も含む）で、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局ごとに非課税貯蓄申告書又は特別非課税貯蓄申告書で、届け出られた最高限度額の範囲内の金額です。 なお、最高限度額を超過して国債を購入した場合は、そのゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局でご購入のすべての国債は課税扱いとなります。 ●郵便局株式会社は、金融商品仲介行為を行うに際し、株式会社ゆうちょ銀行の代理権は有しません。 ●郵便局株式会社は、金融商品仲介業に関して、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。

そ の 他	●ご利用の際には、ご本人であることを確認できる公的書類の提示が必要な場合があります。 ※個人向け国債には、国債等規定その他関係規定が適用されます。 ※詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は、郵便局の貯金窓口におたずねください。
-------	--

平成22年6月1日現在

商号等 株式会社 ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号
加入協会 日本証券業協会

商号等 郵便局株式会社 金融商品仲介業者 関東財務局長(金仲)第325号
所属金融商品取引業者等加入協会 日本証券業協会